

第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事届出の流れ

特定盛土等規制区域において、法第27条第1項の規定による届出の手続きの流れは、以下の通りです。

□特定盛土等規制区域内における届出事務手続きの流れ（法27条1項届出）

	申請者・届出者（工事主）	県（長崎市・佐世保市）	備 考
事前相談	事前相談書提出（任意）	事前相談書受理 (内容確認)	
	回答書受理 (以下、届出対象工事の場合)	回答書送付	
届出（許可規模未満）	工事の届出（法第27条） (工事着手、30日前まで)	届出受理 (必要により、届出内容の補正連絡)	(法第27条2項) 公表・市町通知
	※ 標識の設置【省令】		※ 法第49条、省令第87条
	※ 工事着手届【細則】	届出受理	※ 細則第23条
	※ 変更届出提出【省令】	届出受理	(法第28条3項) 公表・市町通知 ※ 法第28条、省令第61条 (該当がある場合)
	※ 届出工事の中止(再開、廃止)届【細則】		※ 細則第32条 (該当がある場合)
	完了届出提出【細則】	完了届出受理 (以後、既存盛土として把握)	※ 細則第31条

〔重要〕届出工事を変更する場合で、工事規模を許可対象規模（「1-3 許可を要する工事」参照）に変更される場合、許可対象規模になった段階で、許可申請が必要となります。

8-2 特定盛土等規制区域における工事に関する届出〔法第27条〕

特定盛土等規制区域において、「1-3 許可を要する工事」に記載の規模未満で、下表の規模の工事を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに長崎県知事への届出が必要となります。（「1-3 許可を要する工事」に記載する規模の工事は許可申請が必要です。）

【届出を要する工事】（※1）〔法第27条、政令第5条・27条、省令第8条〕

区 域	行 為	規 模（※2）
特定盛土等規制区域	宅地造成、特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行う場合、当該盛土及び切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるときの当該盛土及び切土 ④上記の①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤上記の①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500m ² を超えるもの（盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cm（※3）を超えるものに限る）
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積（当該土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えるものに限る） ②上記の①に該当しない土石の堆積で、当該土石の堆積を行う土地の面積が500m ² を超えるもの（土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が50cm（※3）を超えるものに限る）

※1：本届出は、特定盛土等規制区域が指定された後に工事を着手する場合に必要です。

：特定盛土等について、都市計画法第29条1項又は2項の許可申請をしたときは、当該工事については、本届出をしたものとみなせます。〔法第27条第5項〕

※2：「1-3 許可を要する工事」に記載の規模の工事は、届出ではなく許可申請が必要です。

※3：省令第8条9号、10号口に規定する「災害の発生のおそれがないと認められる工事」を示し、**標高の差の50cm**は県の細則で別途定めた数値です。（「図1-3-2 標高の差50cm以下の盛土等の考え方」、「図1-3-3 標高の差50cm以下の土石の堆積の考え方」、「1-6 許可及び届出を要しない工事等」を参照）

【届出に必要な書類】〔省令第7条・第58条〕

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十九	要	—	
	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第二十	—	要	
2	届出地及びその周辺の写真	—	要	要	〔省令第7条第1項第6号〕 〔省令第7条第2項第4号〕
3	【個人による届出】 ・住民票又は個人番号カードの写し	—	要	要	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第7号〕 〔省令第7条第2項第5号〕
	【法人による届出】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カードの写し	—	要	要	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第8号〕 〔省令第7条第2項第6号〕
4	その他、添付を要する図面	〔省令第7条第1項第1号・第2項第1号〕次に示す図面一式			

【届出に添付する図面】

〔省令第7条第1項第1号・第2項第1号〕

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3土地の平面図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	要 〔堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合〕	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。

№	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

8－3 標識の掲出 [法第49条、省令第87条]

「8－2」に掲げる工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】 ※標識のサイズは「6－2 標識の掲出」に掲載したものと同様です。

記 載 事 項	様 式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	・省令様式第二十三 (宅地造成、特定盛土等 の場合) ・省令様式第二十四 (土石の堆積の場合)

8－4 届出工事の着手届出 (細則第23条)

「8-2」に掲げる工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事に着手したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【工事着手時に提出する書類】

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	宅地造成等に関する工事着手届	細則 第8号	要	要	(細則第23条)

8-5 届出工事の変更届出 [法第28条、省令第61条] (細則第30条)

法第27条の規定による届出をした工事の計画を変更(※)しようとするときは、当該変更箇所工事の工事に着手する**30日前**までに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【変更届出に必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令 第二十一	要	—	(省令第61条第1項)
	土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令 第二十二	—	要	(省令第61条第2項)
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする事。(細則第30条)

※：省令で定める軽微な変更の場合は除かれますが、現在、省令での規定はありませんので、工事主等の変更も含めて適切な変更手続きをお願いします。

〔重要〕工事規模を許可対象規模（「1-3 許可を要する工事」参照）に変更される場合、許可対象規模になった段階で、許可申請が必要となります。

8-6 届出工事の中止・廃止・再開に関する届出 (細則第32条)

法第27条の規定による届出の事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

※災害防止の観点から不安定な盛土等の状態での工事中断等は認められませんので、ご注意ください。

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	宅地造成等に関する工事の中止（再開・廃止）届出	細則 第23号	要	要	(細則第32条)

8-7 届出工事の完了届出 (細則第31条)

法第27条の規定による届出をした工事が完了したときは、すみやかに長崎県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

NO.	書類の名称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	届出工事の完了届出	細則 第22号	要	要	(細則第31条)
2	工事の完了の概要が分かる写真		要	要	

8－8 提出部数

「8－2」及び「8－4」から「8－7」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。（副本は返却用です）

【提出部数】

区 分	提出部数
正 本	1 部
副 本	1 部
合 計	2 部

8－9 公表及び市町への通知

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、以下の届出を受理したときは、次の事項について公表するとともに、関係市町長に通知します。

〔法第27条第2項、第28条第3項〕

- ・届出：法第27条第1項
- ・変更届出：法第28条第1項

【公表・通知事項】〔省令第54条、60条〕

- ①工事主の氏名又は名称
- ②特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地
- ③特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置
- ④工事の届出年月日
- ⑤工事施行者の氏名又は名称
- ⑥工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- ⑦盛土若しくは切土の高さ、又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧盛土若しくは切土、又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨盛土若しくは切土の土量、又は土石の堆積の最大堆積土量